

ストップ！消費者トラブル！

自分だけは大丈夫！と思っていませんか？

最近、県内の消費生活相談窓口寄せられる相談件数が増えています。悪質業者の手口や、トラブルに巻き込まれないための対処法をお伝えします。



消費者トラブル急増！

県内の消費生活相談窓口寄せられる相談のうち、架空請求の相談が全体の4分の1以上を占めています。インターネット通販、儲け話や投資のトラブルに関する相談も増えています。親切な電話の相手は悪質業者かもしれません。トラブルに遭わないことが一番ですが、たとえトラブルに巻き込まれても、あきらめずに消費生活相談窓口相談してください！

手口は様々

今回紹介する事例以外にも、様々な事例があります。今後、東京オリンピックなどに乗じた、新たな手口が出てくることも想定されます。下記のホームページでは、最新の事例も紹介しています。参考にしてください。



- 滋賀県消費生活センター HP (←スマホから)
<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>
- (独)国民生活センター HP (スマホから→)
<http://www.kokusen.go.jp/>



お試しのつもりが定期購入に!?

健康食品などが低価格で購入できるように見せかけて、定期購入の申し込みをさせられます。



ワンポイントアドバイス

- ・「お試し価格」「送料のみ」など表示されていても定期購入が条件になっている場合があります。
- ・契約内容をしっかり確認しましょう。



不安をあおり契約させる点検商法

工事などの勧誘が目的ということを告げずに点検を持ちかけ、不安をあおって契約させます。



ワンポイントアドバイス

- ・その場で契約しない。
- ・訪問販売の場合は、8日以内であれば、クーリング・オフ※ができます。

※クーリング・オフ：法律で決められた取引について、契約書を受け取った後、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度

「簡単に高収入」のワナ 情報商材*

「副業や投資で誰でも高収入が得られる」と称して、価値のない情報が高額で販売されています。



心当たりのない請求は無視! 架空請求

電話・ハガキ・メールなどで実在の事業者名等を名乗り本物と思わせ、身に覚えのない請求を送りつけてきます。



ワンポイントアドバイス

- ・安易に広告を信じて連絡したり、契約したりしてはいけません。
- ・必ず儲かる等の広告やセールストークは信じない。



ワンポイントアドバイス

- ・心当たりがなければ決して連絡してはいけません。
- ・ハガキやメールが届き、不安な場合はご相談ください。

*情報商材：副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウと称して、インターネットなどで販売されている情報のこと



4コママンガを描いていた
できました!

滋賀県出身の漫画家
いのうえ さきこさん

近著に『東京世界メシ紀行』(芸術新聞社) 『いのうえさきこのだじゃれ手帖』(集英社コバルト文庫)がある。

消費者トラブルに遭わないための5ヶ条

- ① 「いません」「お断りします」とはっきり言う。
- ② 個人情報や安易に教えない。
- ③ うまい話はまず疑う。
- ④ 急かされる契約は要注意!
- ⑤ ネットではクリック前に、ひと呼吸!



相談無料

消費生活相談窓口へ気軽にご相談ください

「困ったな」「変だな」と思ったら、まずはお気軽にお電話ください。

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

- 平日・土日 午前9時15分～午後4時まで
祝日、年末年始は除く
- インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)
<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html>

消費者ホットライン

☎ 188 (いやや!)

- 滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。



お問合せ 滋賀県消費生活センター TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030 e cd30@pref.shiga.lg.jp